

草津市公報

発行日 令和3年12月15日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 22 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇目次◇◇◇

◎ 規 則

草津市契約規則の一部を改正する規則（契約検査課）……………2
 草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則（新型コロナウイルスワクチン対策室）……………2
 草津市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画課）……………2

◎ 告 示

生活保護法第55条の規定に基づく医療扶助のための施術担当機関の指定について（生活支援課）……………10
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
 法律に基づく医療支援給付のための施術担当機関の指定について（生活支援課）……………10
 指定代理納付者の指定について（広報課）……………10
 草津市議会定例会の招集について（総務課）……………11
 生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）……………11
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
 法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）……………11
 介護保険法第42条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定について（介護保険課）……………11
 介護保険法第115条の45の3第1項の規定に基づく草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・
 生活支援サービス事業者の指定について（介護保険課）……………12
 草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策補助金交付要綱（子ども・若者政策課）……………12
 公示送達について（税務課）……………14
 公示送達について（納税課）……………15
 公示送達について（介護保険課）……………17
 草津市財政事情の公表について（財政課）……………17

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）……………20
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）……………20
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）……………21
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）……………21
 農用地利用集積計画について（農林水産課）……………22

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）……………22

◎ 選挙管理委員会告示

50分の1、6分の1および3分の1の数について……………22

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について……………22

◎ 上下水道事業告示

草津市給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）……………23

規 則

草津市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月19日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第68号

草津市契約規則の一部を改正する規則

草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第38条第4項中「、工事に関する委託契約および製造に係る給付については10日以内に」を削り、「5日以内」を「10日以内」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年11月19日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の草津市契約規則の規定は、施行日以後に新たに締結された契約について適用する。

（令和3年11月19日揭示済み）

草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月30日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第69号

草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則

草津市附属機関運営規則（平成25年草津市規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1草津市予防接種健康被害調査委員会の項所属の欄を次のように改める。

健康福祉部健康増進課
健康福祉部新型コロナウイルスワクチン対策室

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和3年11月30日揭示済み）

草津市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月1日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第70号

草津市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

草津市屋外広告物条例施行規則（平成24年草津市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項を次のように改める。

- 3 条例第8条第2項第1号に規定する規則で定める基準は、表示面積の合計が、都市計画道路大江霊仙寺線（供用開始区域および事業認可区域で、道路境界から30メートル以内の地域をいう。以下同じ。）および禁止地域にあつては5平方メートル以下のもの、その他の地域にあつては10平方メートル以下のものとする。

別表第2第1項第2号中「下地」を「下地（表示面のうち、文字、記号、図形、イラストまたは写真を除く部分をいう。以下同じ。）」に改め、同表第2項第1号を次のように改める。

- (1) 条例第7条第1項に規定する広告規制型景観形成地区は、次に掲げる地域とする。

ア 都市計画道路大江霊仙寺線地区

イ 東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区

（草津市景観計画で定める東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区内の地域をいう。以下同じ。）

別表第2第2項第2号中「および(4)」を削り、同項第3号中「(1)、(2)および(4)に掲げる地域および」を「(1)および(2)に掲げる地域ならびに」に改め、同表第3項を次のように改める。

- 3 広告規制型景観形成地区における許可基準

- (1) 都市計画道路大江霊仙寺線地区

ア 自家用広告物（自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため自己の住所または事業所、営業所もしくは作業場に表示する広告物またはその掲出物件をいう。以下同じ。）

(ア) 広告板等

a 建築物と一体となった広告物

広告物の種類	規格等
屋上広告物（建築物の屋上等を利用して表示し、または設置する広告物または掲出物件をいう。以下同じ。）	設置を許可しない。
壁面広告物（建築物の壁面を利用して表示し、または設置する広告物または掲出物件（突き出すものを除く。）をいう。以下同じ。）	1 表示面積は、表示される壁面の面積の4分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、または設置するものであること。
突出広告物（建築物の外壁面から突き出して表示し、または設置する広告物または掲出物件をいう。以下同じ。）	1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7メートル以上、車道上にあっては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。

備考

- 1 同一敷地内における表示面積の合計は、15平方メートル以下であること。ただし、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（同項に規定する第1種低層住居専用地域および第2種低層住居専用地域が定められている地域を除く。以下「特定用途地域」という。）に所在するものについては、この限りでない。
- 2 表示面の下地の色は、0.1YRから10Yまでの色相を使用する場合は彩度10を超えないものとし、0.1GYから10Rまでの色相を使用する場合は彩度8を超えないものとする。
- 3 表示面の下地以外において、以下に示す高彩度色を使用する場合は、広告物の面積全体の2分の1を超えることはできない。

規制対象（色相）	彩度
R系	6以上
R系以外	8以上

b 野立広告物（木、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植されるものをいう。以下同じ。）

広告物の種類	規格等
野立広告物	地上からの高さは10メートル以下であり、かつ、幅は4.5メートル以下であること。

備考

- 1 同一敷地内における表示面積の合計は、15平方メートル以下であること。ただし、特定用途地域に所在するものについては、この限りでない。
- 2 特定用途地域に所在するものについては、同一敷地内における野立広告物の表示面積の合計を30平方メートル以下とし、かつ、高さ4.5メートルを超えるものについては1敷地あたり1基まで、1面あたりの表示面積を15平方メートル以下であること。
- 3 表示面の下地の色は、0.1YRから10Yまでの色相を使用する場合は彩度10を超えないものとし、0.1GYから10Rまでの色相を使用する場合は彩度8を超えないものとする。
- 4 表示面の下地以外において、以下に示す高彩度色を使用する場合は、広告物の面積全体の2分の1を超えることはできない。

規制対象（色相）	彩度
R系	6以上
R系以外	8以上

(イ) その他の広告物

広告物の種類	規格等
立看板、広告旗、はり紙、はり札、アーチ広告物、広告幕、アドバルーンおよびぼんぼり	一般基準を適用する。

イ 自家用以外の広告物

(ア) 広告板等

広告物の種類	規格等
建築物と一体となった広告物	道標、案内図板（広告表示面の40パーセント以上が「案内内容」であるものをいう。以下同じ。）の類
	1 一方向から見た表示面積の合計は、3平方メートル以下（ただし、2以上の者が共同で同一の広告物に表示し、または設置する場合にあっては、5平方メートル以下）であること。

		2 同一の表示者が表示し、または設置する広告物にあっては、広告物間の距離は500メートル以上であること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
	道標、案内図板の類以外	設置を許可しない。
野立広告物	道標、案内図板の類	1 一方向から見た表示面積の合計は、3平方メートル以下（ただし、2以上の者が共同で同一の広告物に表示し、または設置する場合にあっては、5平方メートル以下）であること。 2 地上から広告物の上端までの高さは、4.5メートル以下であること。 3 同一の表示者が表示し、または設置する広告物にあっては、広告物相互間の距離は500メートル以上であること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
	道標、案内図板の類以外	設置を許可しない。

(イ) 電柱の類を利用する広告物

広告物の種類	規格等
巻付け広告物	下端の高さは地上から1.2メートル以上で、長さは1.8メートル以下であること。
袖付け広告物	1 下端の高さは歩道上にあっては地上から2.7メートル以上、車道上にあっては地上から4.7メートル以上で、長さは1.5メートル以下、突出し幅は0.9メートル以下であり、表示面積は1.2平方メートル以下であること。

	2 原則として車道側に向けて設置しないこと。
--	------------------------

備考

- 1 広告物の個数は、1柱につき巻付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内であること。
 - 2 道標、案内図板であること。
- (ウ) その他の広告物

広告物の種類	規格等
立看板、広告旗、はり紙、はり札、アーチ広告物、広告幕、アドバルーンおよびぼんぼり	設置を許可しない。

(2) 東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区

ア 自家用広告物

(ア) 広告板等

a 建築物と一体となった広告物

広告物の種類	規格等
屋上広告物	1 1階の屋上に設置するものに限る。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 3 広告物または掲出物件を支持する支柱等は見えないよう外枠等で覆われていること。
壁面広告物	1 表示面積は、表示される1階および2階の壁面の総面積の4分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、または設置するものであること。 3 3階以上の壁面は、建物名称および建物の管理に必要な表示に限る。
突出広告物	1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であること。 2 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 3 道路境界線を超えないこと。 4 3階以上の壁面には設置しないこと。

備考

- 1 表示面の下地の色は、0.1YRから10Yまでの色相を使用する場合は彩度6以下、かつ、明度3以上9未満とし、0.1GYから10Rまでの色相を使用する場合は彩度6以下、かつ、明度3以上9未満とする。ただし、漆喰、べんがら等の自然素材を

使用する場合は、この限りでない。

- 2 表示面の下地以外において、以下に示す高彩度色を使用する場合は、広告物の面積全体の2分の1を超えることはできない。ただし、漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合は、この限りでない。

規制対象（色相）	彩度	明度
R系	6超	3未満、9以上
R系以外	6超	3未満、9以上

- 3 支柱、枠、板面の裏等の色彩は、建築物の色彩と同系色とする等、景観と調和する色彩とすること。
- 4 動画を表示するもの、点滅や回転（警告用は除く。）するものは設置しないこと。

b 野立広告物

広告物の種類	規格等
野立広告物	1 地上からの高さは6メートル以下であり、かつ、幅は4.5メートル以下であること。 2 通りに連続する屋根、壁面線の位置から突出しない。

備考

- 1 表示面の下地の色は、0.1YRから10Yまでの色相を使用する場合は彩度6以下、かつ、明度3以上9未満とし、0.1GYから10Rまでの色相を使用する場合は彩度6以下、かつ、明度3以上9未満とする。ただし、漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合は、この限りでない。
- 2 表示面の下地以外において、以下に示す高彩度色を使用する場合は、広告物の面積全体の2分の1を超えることはできない。ただし、漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合は、この限りでない。

規制対象（色相）	彩度	明度
R系	6超	3未満、9以上
R系以外	6超	3未満、9以上

- 3 支柱、枠、板面の裏等の色彩は、建築物の色彩と同系色とする等、景観と調和する色彩とすること。
- 4 動画を表示するもの、点滅や回転（警告用は除く。）するものは設置しないこと。

(イ) その他の広告物

広告物の種類	規格等
立看板、広告旗、はり紙、はり札、アーチ広告物、広告幕、アドバールンおよびばんぱり	1 一般基準を適用する。
	2 周囲と調和した色彩とすること。

イ 自家用以外の広告物

(ア) 広告板等

広告物の種類	規格等	
建築物と一体となった広告物	道標、案内図板の類	1 一方向から見た表示面積の合計は、3平方メートル以下であること。 2 同一の表示者が表示し、または設置する広告物にあっては、広告物間の距離は500メートル以上であること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
	道標、案内図板の類以外	設置を許可しない。
野立広告物	道標、案内図板の類	1 一方向から見た表示面積の合計は、3平方メートル以下であること。 2 地上から広告物の上端までの高さは、4.5メートル以下であること。 3 同一の表示者が表示し、または設置する広告物にあっては、広告物相互間の距離は500メートル以上であること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
	道標、案内図板の類以外	設置を許可しない。

備考

- 1 表示面の下地の色は、0.1YRから10Yまでの色相を使用する場合は彩度6以下、かつ、明度3以上

上9未満とし、0.1GYから10Rまでの色相を使用する場合は彩度6以下、かつ、明度3以上9未満とする。ただし、漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合は、この限りでない。

- 表示面の下地以外において、以下に示す高彩度色を使用する場合は、広告物の面積全体の2分の1を超えることはできない。ただし、漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合は、この限りでない。

規制対象（色相）	彩度	明度
R系	6超	3未満、9以上
R系以外	6超	3未満、9以上

- 支柱、枠、板面の裏等の色彩は、建築物の色彩と同系色とする等、景観と調和する色彩とすること。
- 動画を表示するもの、点滅や回転（警告用は除く。）するものは設置しないこと。
- 草津一丁目、同二丁目および同三丁目所在地のある事業所等への道標、案内図板の類に限る。

(イ) 電柱の類を利用する広告物

広告物の種類	規格等
巻付け広告物	下端の高さは地上から1.2メートル以上で、長さは1.8メートル以下であること。
袖付け広告物	1 下端の高さは歩道上にあっては地上から2.7メートル以上、車道上にあっては地上から4.7メートル以上で、長さは1.5メートル以下、突出し幅は0.9メートル以下であり、表示面積は1.2平方メートル以下であること。 2 原則として車道側に向けて設置しないこと。

備考

- 表示面の下地の色は、0.1YRから10Yまでの色相を使用する場合は彩度6以下、かつ、明度3以上9未満とし、0.1GYから10Rまでの色相を使用する場合は彩度6以下、かつ、明度3以上9未満とする。ただし、漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合は、この限りでない。
- 表示面の下地以外において、以下に示す高彩度色を使用する場合は、広告物の面積全体の2分の1を超えることはできない。ただし、漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合は、この限りで

ない。

規制対象（色相）	彩度	明度
R系	6超	3未満、9以上
R系以外	6超	3未満、9以上

- 支柱、枠、板面の裏等の色彩は、建築物の色彩と同系色とする等、景観と調和する色彩とすること。
- 動画を表示するもの、点滅や回転（警告用は除く。）するものは設置しないこと。
- 広告物の個数は、1柱につき巻付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内であること。
- 草津一丁目、同二丁目および同三丁目所在地のある事業所等への道標、案内図板の類に限る。

(ウ) その他の広告物

広告物の種類	規格等
立看板、広告旗、はり紙、はり札、アーチ広告物、広告幕、アドバルーンおよびぼんぼり	設置を許可しない。

別表第2第4項第2号ア(イ)bの表中

「 高速自動車国道および東海道新幹線から500メートル以上、1,000メートル以内の地域 300メートル以上
--

」を削り、同号イの表中「（注）」を「備考」に改める。
同表第5項第1号ア(ア)の表中「（注）」を「備考」に、「ただし、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（同号に規定する第1種低層住居専用地域および第2種低層住居専用地域を除く。）が定められている地域（以下「特定用途地域」という。）に所在するものについては、この限りでない。」を「ただし、特定用途地域に所在するものについては、この限りでない。」に改める。

別表第5第1号ア(イ)の表に備考として次のように加える。

備考 同一敷地内における表示面積の合計は、15平方メートル以下であること。ただし、特定用途地域に所在するものについては、この限りでない。

別表第2第5項第2号イの表注中「（注）」を「備考」に改める。

別記様式第1号中

所在地
〒 -
名称
代表者の氏名
印
電話 () -

」を

所在地
〒 -
名称
代表者の氏名
電話 () -

」に、

表示(設置)期間	年月日 ~ 年月日 (年・月間)
都市計画法で定める地域地区等の区分	<input type="checkbox"/> 第1種(第2種)低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第1種(第2種)中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第1種(第2種)住居地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 準工業地域 <input type="checkbox"/> 工業地域 <input type="checkbox"/> 工業専用地域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> 地区計画内

」を

表示(設置)期間	年月日 ~ 年月日 (年・月間)
地域区分	<input type="checkbox"/> 都市計画道路大江霊仙寺線地区 <input type="checkbox"/> 東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区
都市計画法で定める地域地区等の区分	<input type="checkbox"/> 第1種(第2種)低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第1種(第2種)中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第1種(第2種)住居地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 準工業地域 <input type="checkbox"/> 工業地域 <input type="checkbox"/> 工業専用地域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> 地区計画内

」に、

「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改め、「5 氏名を記載し、押印することに代

えて署名することができる。」を削る。

別記様式第2号中

所在地
〒 -
名称
代表者の氏名
印
電話 () -

」を

所在地
〒 -
名称
代表者の氏名
電話 () -

」に、

条例上の地域区分	<input type="checkbox"/> 禁止地域1 <input type="checkbox"/> 禁止地域2 <input type="checkbox"/> 第1種許可地域 <input type="checkbox"/> 第2種許可地域 <input type="checkbox"/> 第3種許可地域 <input type="checkbox"/> 広告規制型景観形成地区(モデル地区) <input type="checkbox"/> 推奨基準適用地区
----------	---

」を

条例上の地域区分	<input type="checkbox"/> 禁止地域1 <input type="checkbox"/> 禁止地域2 <input type="checkbox"/> 第1種許可地域 <input type="checkbox"/> 第2種許可地域 <input type="checkbox"/> 第3種許可地域 <input type="checkbox"/> 広告規制型景観形成地区(モデル地区) <input type="checkbox"/> 広告規制型景観形成地区(本陣地区) <input type="checkbox"/> 推奨基準適用地区
----------	--

」に、

「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改める。

別記様式第3号中

所在地
〒 _____
名称

代表者の氏名

印
電話 () _____

」を

所在地
〒 _____
名称

代表者の氏名

電話 () _____

」に、

条例上の地域区分	<input type="checkbox"/> 禁止地域1	<input type="checkbox"/> 禁止地域2
	<input type="checkbox"/> 第1種許可地域	
	<input type="checkbox"/> 第2種許可地域	
	<input type="checkbox"/> 第3種許可地域	
	<input type="checkbox"/> 広告規制型景観形成地区 (モデル地区)	
<input type="checkbox"/> 推奨基準適用地区		

」を

条例上の地域区分	<input type="checkbox"/> 禁止地域1	<input type="checkbox"/> 禁止地域2
	<input type="checkbox"/> 第1種許可地域	
	<input type="checkbox"/> 第2種許可地域	
	<input type="checkbox"/> 第3種許可地域	
	<input type="checkbox"/> 広告規制型景観形成地区 (モデル地区)	
	<input type="checkbox"/> 広告規制型景観形成地区 (本陣地区)	
<input type="checkbox"/> 推奨基準適用地区		

」に、

「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改め、「5 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。」を削る。

別記様式第4号中

住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
〒 _____
氏名(法人にあっては、その名称および代表者の氏名)

印
電話 () _____

」を

住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
〒 _____
氏名(法人にあっては、その名称および代表者の氏名)

電話 () _____

」に、

条例上の地域区分	<input type="checkbox"/> 禁止地域1	<input type="checkbox"/> 禁止地域2
	<input type="checkbox"/> 第1種許可地域	
	<input type="checkbox"/> 第2種許可地域	
	<input type="checkbox"/> 第3種許可地域	
	<input type="checkbox"/> 広告規制型景観形成地区 (モデル地区)	
<input type="checkbox"/> 推奨基準適用地区		

」を

条例上の地域区分	<input type="checkbox"/> 禁止地域1	<input type="checkbox"/> 禁止地域2
	<input type="checkbox"/> 第1種許可地域	
	<input type="checkbox"/> 第2種許可地域	
	<input type="checkbox"/> 第3種許可地域	
	<input type="checkbox"/> 広告規制型景観形成地区 (モデル地区)	
	<input type="checkbox"/> 広告規制型景観形成地区 (本陣地区)	
<input type="checkbox"/> 推奨基準適用地区		

」に、

「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改め、「(4) 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。」を削る。

別記様式第5号中

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
〒 _____

氏名（法人にあつては、その名称および代表者の氏名）
_____ 印

電話（ ） _____

」を

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
〒 _____

氏名（法人にあつては、その名称および代表者の氏名）

電話（ ） _____

」に、

禁止地域1 禁止地域2 第1種許可地域
第2種許可地域 第3種許可地域
広告規制型景観形成地区（モデル地区）
推奨基準適用地区

」を

禁止地域1 禁止地域2 第1種許可地域
第2種許可地域 第3種許可地域
広告規制型景観形成地区（モデル地区）
広告規制型景観形成地区（本陣地区）
推奨基準適用地区

」に、

「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改め、「5 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。」を削る。

別記様式第6号中

所在地
〒 _____

名称

代表者の氏名
_____ 印

電話（ ） _____

」を

所在地
〒 _____

名称

代表者の氏名

電話（ ） _____

」に、

「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改め、「4 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。」を削る。

別記様式第9号中「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改め、「3 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。」を削る。

別記様式第10号中

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
〒 _____

氏名（法人にあつては、その名称および代表者の氏名）
_____ 印

電話（ ） _____

」を

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
〒 -
氏名（法人にあっては、その名称および代表者の氏名）
電話（ ） -

」に、

「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改め、「5 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。」を削る。

付 則

（施行期日）

- この規則は、令和4年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 改正前の草津市屋外広告物条例施行規則別表第2の基準によりなされた許可で施行日において当該許可の期間が満了する日とされた日（以下「満了日」という。）が到来していないものについては、施行日から満了日までの期間は、改正後の草津市屋外広告物条例施行規則別表第2の基準による許可を受けたものとみなす。
- 施行日後に満了日が到来した場合であって改正前の草津市屋外広告物条例施行規則別表第2の基準により許可を受けたときは、1回に限り、満了日から3年間は、改正後の草津市屋外広告物条例施行規則別表第2の基準による許可を受けたものとみなす。

（令和3年12月1日揭示済み）

告 示

草津市告示第312号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の規定に基づき、医療扶助のための施術を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年11月17日

草津市長 橋 川 渉

施術者氏名	施術所名称	施術所所在地	指定年月日
金川 正宗	かながわ鍼灸整骨院	草津市矢橋町1066番地2	令和3年10月29日

（令和3年11月17日揭示済み）

草津市告示第313号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の規定に基づき、医療支援給付のための施術を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年11月17日

草津市長 橋 川 渉

施術者氏名	施術所名称	施術所所在地	指定年月日
金川 正宗	かながわ鍼灸整骨院	草津市矢橋町1066番地2	令和3年10月29日

（令和3年11月17日揭示済み）

草津市告示第314号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により指定代理納付者を指定したので、草津市会計規則（平成6年草津市規則第12号）第19条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年11月17日

草津市長 橋 川 渉

- 1 指定代理納付者の名称および所在地
 (1) 名 称 PayPay株式会社
 (2) 所在地 東京都千代田区紀尾井町一番三号
- 2 指定代理者に納付させる歳入
 インターネットや携帯電話、コンビニエンスストア、ページーを利用して納付する草津市ふるさと寄附条例（平成20年草津市条例第18号）に基づく寄附金
- 3 指定代理納付者に代理納付させる期間
 令和3年11月17日から令和4年3月31日まで
- (令和3年11月17日揭示済み)

草津市告示第317号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年11月22日
 草津市長 橋 川 涉

名称	所在地	指定年月日
みのり薬局 野村店	草津市野村三丁目16番 20-1号	令和3年 11月1日

草津市告示第315号

草津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年11月18日

草津市長 橋 川 涉

(令和3年11月22日揭示済み)

- 1 期 日 令和3年11月26日
- 2 場 所 草津市議会議場
- (令和3年11月18日揭示済み)

草津市告示第318号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の規定により次の者を指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号の規定に基づき告示する。

令和3年11月24日
 草津市長 橋 川 涉

草津市告示第316号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年11月22日

草津市長 橋 川 涉

名称	所在地	指定年月日
みのり薬局 野村店	草津市野村三丁目16番 20-1号	令和3年 11月1日

(令和3年11月22日揭示済み)

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定年月日	事業所番号
デイサービス オリーブ	滋賀県草津市草津四丁目8番13号	株式会社シトラス 滋賀県草津市草津四丁目8番13号	代表取締役 奥村君美枝 滋賀県草津市青地町1567番地1	地域密着型通所介護	令和3年 12月1日	2590600363

(令和3年11月24日揭示済み)

草津市告示第319号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の規定により次の者を介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者として指定したので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第9条の規定に基づき告示する。

令和3年11月24日

草津市長 橋川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定年月日	事業所番号
デイサービス オリーブ	滋賀県草津市草津四丁目8番13号	株式会社シトラス 滋賀県草津市草津四丁目8番13号	代表取締役 奥村君美枝 滋賀県草津市青地町1567番地1	介護予防型デイサービス	令和3年 12月1日	2590600363

(令和3年11月24日揭示済み)

草津市告示第320号

草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和3年11月26日

草津市長 橋川 渉

草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民設児童育成クラブにおいて子どもを安心して保育することができる環境整備を図るため、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に資する取組に対し、予算の範囲内において草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「民設児童育成クラブ」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第2項に基づく届出を行った放課後児童健全育成事業（草津市児童育成クラブ条例（昭和61年草津市条例第25号）第3条に規定する指定管理者が行う事業を除く。）をいう。

2 この要綱において使用する用語の意義は、児童福祉法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）および児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）ならびに草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第32号）および規則の例による。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱（平成27年草津市告示第180号）の規定による草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金の交付の決定を受けている者とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる事業、補助要件、補助対象経費（令和4年3月31日までに納品が完了しているものに限る。）および補助基準額は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費と補助基準額のいずれか少ない額とする。

(交付申請書の添付書類)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策補助金所要額調書（別記様式第1号）

(2) その他市長が必要と認める書類
(実績報告書の添付書類)

第6条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、補助金の交付を決定した年度の翌年度4月10日までとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策補助金実績額調書（別記様式第2号）

(2) 項目、納品日および支払日を確認できる書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類
(関係書類の保管等)

第7条 補助事業者等は、この要綱に基づく補助金の執行に係る納品書、領収書等の関係書類を事業実施年度の翌年から5年間保管し、市長から提出要請があった場合は、直ちに提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年11月26日から施行し、令和3年4月1日以降の事業から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条各号列記以外の部分に規定する書類の提出期限および第7条に規定する関係書類の保管期間については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条第1項関係）

事業	補助要件および補助対象経費	補助基準額
新型コロナウイルス感染症対策保育料減免事業	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、草津市の要請により、民設児童育成クラブを臨時に休所した場合または利用の自粛により民設児童育成クラブを利用しなかった場合の日割り保育料について、補助事業者が保護者へ返還した場合の経費を補助するものとする。	返還した保育料を合計した金額に相当する額

新型コロナウイルス感染症対策支援事業	民設児童育成クラブにおける職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費、マスクや消毒液等の衛生用品および感染防止のための備品の購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発等に係る費用を補助するものとする。	1 支援単位あたり 年額 400,000円
--------------------	---	-----------------------------

別記

様式第1号(第5条第1号関係)

草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策補助金所要額調査

児童育成クラブ名

区分	補助対象経費 A	補助基準額 B	AとBのいずれか少ない額	補助金額	備考
新型コロナウイルス感染症対策保育料減免事業	円	円	円	円	
新型コロナウイルス感染症対策支援事業					
合計					

様式第2号(第6条第1号関係)

草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策補助金実績額調査

児童育成クラブ名

区分	補助対象経費 A	補助基準額 B	AとBのいずれか少ない額	補助金額	備考
新型コロナウイルス感染症対策保育料減免事業	円	円	円	円	
新型コロナウイルス感染症対策支援事業					
合計					

(令和3年11月26日揭示済み)

草津市告示第321号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管して

おり、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年11月30日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

令和3年度市県民税税額変更(決定)通知書

3件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年12月7日に送達があったものとみなす。

令和3年度市県民税税額変更(決定)通知書

連番	氏名	住所		
1	亀井 孝志	滋賀県草津市野村六丁目	3番3号	甲賀荘 10号
2	MUHAMAD TAUFIQ BIN MUSTAFA	マレーシア		
3	柳沢 美子	シンガポール		

(令和3年11月30日揭示済み)

草津市告示第322号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年12月1日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 市・県民税督促状 | 7件 |
| (2) 固定資産税・都市計画税督促状 | 1件 |
| (3) 軽自動車税(種別割)督促状 | 7件 |
| (4) 国民健康保険税督促状 | 51件 |
| (5) 市・県民税特別徴収督促状 | 4件 |
| (6) 差押調書(謄本) | 2件 |
| (7) 配当計算書(謄本) | 5件 |
| (8) 差押解除通知書 | 1件 |

計78件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年12月8日に送達があったものとみなす。

督促状公示送達者名簿

Table with columns: 件数, 氏名, 住所, 市・県民税, 国家賞金税・都市計画税, 軽自動車税(種別別), 国民健康保険税. Contains 50 entries of tax delinquents.

市県民税特別徴収督促状 公示送達者名簿

Table with columns: 件数, 氏名, 住所, 備考. Contains 4 entries of special collection notices.

差押調書(謄本) 公示送達者名簿

Table with columns: 件数, 氏名, 住所, 備考. Contains 2 entries of writs of attachment.

配当計算書(謄本) 公示送達者名簿

Table with columns: 件数, 氏名, 住所, 備考. Contains 5 entries of dividend calculation notices.

差押解除通知書 公示送達者名簿

Table with columns: 件数, 氏名, 住所, 備考. Contains 1 entry of writ of attachment cancellation notice.

(令和3年12月1日掲示済み)

草津市告示第323号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年12月1日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

令和3年度 介護保険料額変更決定通知書

令和3年度 第5期介護保険料督促状

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年12月8日に送達があったものとみなす。

令和3年度介護保険料額変更決定通知書公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	山城 エツ子	草津市西洪川一丁目18番1号

令和3年度第5期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	戸塚 龍次	草津市東草津二丁目6番1-23号 睦荘 207号 内藤 様方
2	中村 義裕	草津市青地町692番地15サンハイム東草津202号
3	楠 芳樹	草津市野路東三丁目3番3-306号レドンダカサ玉川
4	北川 基寛	草津市野村六丁目4番24号 グレースマンションI 6号
5	平尾 忠孝	草津市野路東五丁目25番22-206号 マリーベルハイツA棟

(令和3年12月1日掲示済み)

草津市告示第324号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項および草津市「財政事情」の作成及び公表に関する条例（昭和30年草津市条例第5号）第2条第1項の規定により、令和2年度の決算の状況および市債の状況ならびに令和3年度上半期の執行状況を公表する。

令和3年12月1日

草津市長 橋 川 渉

くさつの家計簿

総額 681億3,642万円
(うち新型コロナウイルス感染症関連経費 155億2,464万円)
前年度比 180億2,966万7千円(36.0%増)

歳出を2つの観点から分類！



新型コロナウイルス感染症の関連経費の
概要は次のページをご覧ください



特別会計

特別会計の内訳

区分	歳入	歳出	差引額
国民健康保険	1,098,477,000	1,588,456,000	489,979,000
老人保健	1,053,856,000	1,470,856,000	417,000,000
介護保険	3,415,427,000	3,415,427,000	0
児童福祉	386,720,000	386,720,000	0
国民年金	1,683,674,000	1,582,398,000	101,276,000

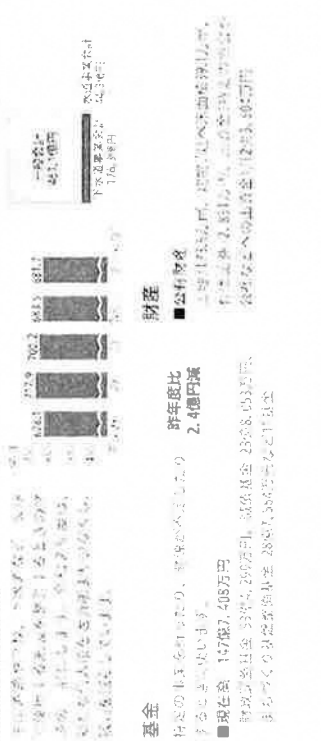
くさつの家計簿

みん生活(3版)
25581-2304、45581-2483

ここでは毎年、予算の執行状況や決算について公表し、皆さんの求めた提案などがどのように反映されているかを
お知らせしています。市の財政を身近に感じてもらうよう、令和2年度の決算概要や、市の財政状況をまとめま
した。

令和2年度 決算状況

一般会計
一般会計は、1次決算の執行状況を、このところ上回るペースで進捗を遂行しています。
収入から支出を引いた7億2,462万円の差、令和3年度に繰り越したもののほか、



令和2年度の財政状況をまとめました。

くさつ 家計簿

令和3年度 予算の執行状況

●一般会計		●特別会計	
収入	支出	収入	支出
570億5,729万円	39.7%	40.3%	
●特別会計のうち公営企業会計			
区分	収入予算額	収入実績	執行率
水道	36億3,600万円	33億4,302万円	38.2%
下水道	40億	40億770万円	47.1%

財政指標 早期健全化基準内にと収まる良好な水準でした

令和3年度は、令和2年度と同様に、財政健全化の観点から、早期健全化基準に収まる良好な水準を確保しました。

令和2年度決算 健全化判断出典・資金不足比率

区分	内容	草津市	県内市平均	早期健全化基準
経常収支比率	経常収支比率	11.9%	11.9%	11.9%
経常収支比率	経常収支比率	16.9%	16.9%	16.9%
経常収支比率	経常収支比率	6.6%	5.3%	25.0%
経常収支比率	経常収支比率	350.0%	350.0%	350.0%
経常収支比率	経常収支比率	20.0%	20.0%	20.0%

銀行からの借り入れと、国や県からの仕送りについて

金融機関からの借り入れをすることで、急激な財政悪化を回避する他、大きな費用をかけて施設などを整備する際の費用を分割返済するため、将来、施設を利用する市民の皆さんにも負担してもらえないことになり、世代間の公平性を保つていくことができます。



市では、将来にわたって持続的に発展していくよう、「草津市健全で持続可能な財政運営および財政規律に関する条例」「財政規律ガイドライン」を定めており、財政規律の確保を図るとともに、市民ニーズの変化に合わせて事業の見直しを進め、引き続き健全な財政運営の維持に努めます。

図 財政指標 (3 階) ②567 2304、④551 1483

新型コロナウイルス感染症の関連経費の概要

事業名	事業概要	経費
■国・県の制度に基づく事業		144億8,786万円
1 感染症対策総合対策	55歳以上の方に対する検査への支援	135億9,855万円
2 高齢者等に対する支援	高齢者等に対する検査への支援	3,400,568万円
3 高齢者等に対する支援	高齢者等に対する検査への支援	2,902万円
4 高齢者等に対する支援	高齢者等に対する検査への支援	10億3,678万円
5 高齢者等に対する支援	高齢者等に対する検査への支援	4,470,420万円
6 高齢者等に対する支援	高齢者等に対する検査への支援	1,000,420万円
7 高齢者等に対する支援	高齢者等に対する検査への支援	8,168万円
8 高齢者等に対する支援	高齢者等に対する検査への支援	155億2,464万円

草津市が、年収500万円の家計の場合…



令和3年度一次元給付の概算・減額率を試算してみました。

収入(繰入)	支出(繰出)	決算額
688億6,566万円	681億3,642万円	7億3,924万円
給料	賞与	55万円
退職金	退職金の取崩	111.1%
年金	家賃の取崩	97万円
健康保険料	生活保護費	119.0%
介護保険料	生活保護費	196万円
児童手当	生活保護費	139.6%
児童手当	生活保護費	29万円
児童手当	生活保護費	5.9%
児童手当	生活保護費	35万円
児童手当	生活保護費	78万円
児童手当	生活保護費	114.9%
児童手当	生活保護費	4万円
児童手当	生活保護費	8.8%
児童手当	生活保護費	5万円
児童手当	生活保護費	1.0%
児童手当	生活保護費	493万円

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和3年11月17日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市馬場町1200番地の6 シガスプリング株式会社 代表取締役 高橋 康之	草津市山寺町字東谷210番 外7筆	4,087.72㎡	R3.11.17	1569

(令和3年11月17日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和3年11月17日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市上笠三丁目1番7-101号 ソシアスクエア 澤井 敬輔	草津市下笠町字小路763番1	494.33㎡	R3.11.17	1570

(令和3年11月17日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和3年11月25日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
栗東市安養寺三丁目3番22号 株式会社 松屋 代表取締役 池谷 直	草津市青地町字野中1075番1 の一部 外8筆	2,120.03㎡	R3.11.25	1571

(令和3年11月25日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和3年11月25日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
京都府舞鶴市字伊佐津4番地 1-B棟102号 林田 裕介、林田 絢子	草津市志那中町字西五反田 1218番	209.81㎡	R3.11.25	1572

(令和3年11月25日揭示済み)

公 告

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和3年11月30日

草津市長 橋 川 涉

- 1 縦覧の書類 農用地利用集積計画
- 2 縦覧の期間 令和3年11月30日から
令和3年12月28日まで
- 3 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

(令和3年11月30日掲示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第26号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和3年12月1日

草津市教育委員会

教育長 藤 田 雅 也

- 1 期 日 令和3年12月24日（金） 午後1時00分
- 2 場 所 市役所6階 教育委員会室

(令和3年12月1日掲示済み)

選挙管理委員会告示

草選委告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項および第75条第1項ならびに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数ならび

に地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項および第86条第1項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和3年12月1日現在において、次のとおりである。

令和3年12月1日

草津市選挙管理委員会

委員長 馬 場 敏 一

50分の1の数	2,209人
6分の1の数	18,407人
3分の1の数	36,814人

(令和3年12月1日掲示済み)

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第11号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和3年12月1日

草津市農業委員会

会長 石 田 隆 司

- 1 期 日 令和3年12月10日（金） 午後1時30分
- 2 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室
- 3 付議案件

- 1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について（報告）
- 2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）
- 3) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 4) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 5) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 6) 草津農業振興地域整備計画の変更（用途変更）につき、意見を求めることについて

(令和3年12月1日掲示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第24号

草津市給水装置工事事業者の指定について
水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年12月1日

草津市長 橋 川 涉

1 指定給水装置工事事業者

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1312	テイネン株式会社	中村 博 兆	京都府宇治市 榎島町十六 44-1	0774-22 -5247

2 指定有効期間

令和3年12月1日から令和8年11月30日まで

(令和3年12月1日揭示済み)